

飯塚市市営住宅条例(平成18年飯塚市条例第207号)第4条の規定により、令和8年度第2回市営住宅空き家入居者募集を別紙「令和8年度第2回市営住宅空き家入居申込み案内書」のとおり実施する。

令和8年7月27日

飯塚市長 武 井 政 一

令和8年度

第2回

市営住宅 空き家 入居申込み案内書

申込み期間

令和8年 8月 3日（月）午前8時30分 から

令和8年 8月 7日（金）午後5時15分 まで

注 意

※ 募集要領は必ずご確認ください。

この募集は、空き家住宅の申込みを受け付けるものであり、公開抽選により入居者を決定します。

※ 申込み受付の際、お尋ねすることがありますので、必ず申込み者本人または同居予定者の方が来庁して下さい。

（上記以外の方が提出される場合は委任状が必要です。）

目次（ページ）

1	募集する住宅	（1ページ）
2	申込みから入居までの順序	（1ページ）
3	申込み方法	（2ページ）
4	入居申込み資格	（2～4ページ）
5	申込みにあたっての注意事項	（5ページ）
6	多回数落選優遇措置について	（5ページ）
7	入居資格本審査に必要な書類	（6～7ページ）
8	申込書の記入例	（8～9ページ）
9	入居収入基準額の計算方法	（10～13ページ）
10	住宅使用料算出方法	（14ページ）

飯塚市役所 住宅課 管理係

〒820－8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

TEL 0948－22－5500 内線1521～1523

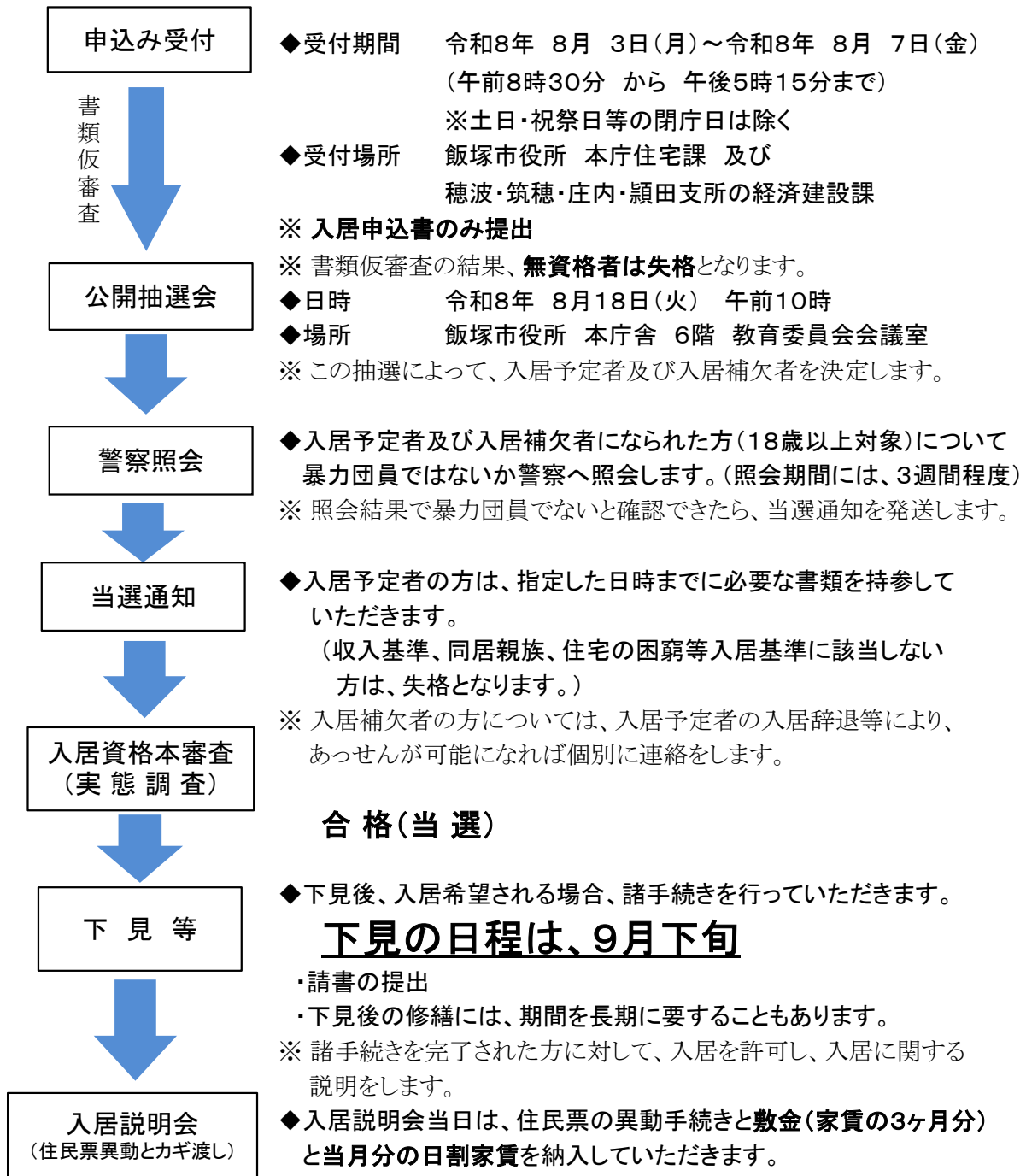
FAX 0948－22－6271

1. 募集する住宅

別紙「飯塚市市営住宅空き家住宅一覧表」のとおり

入居申込み者は、別紙「空き家住宅一覧表」の①公営住宅と②改良住宅とをあわせた中から**1部屋だけ**申し込むことができます。なお、①・②については収入の条件が異なりますのでご注意ください。申し込み先の部屋番号については別紙「一覧表」中の「棟一 号」の欄に書いてあるとおりです。

2. 申込みから入居までの順序



入居可能日は、9月下旬～10月末まで

3. 申し込み方法

飯塚市市営住宅入居申込書のみ提出してください。

※公開抽選会で入居予定者になった方は、後日必要書類を提出していただきます。

4. 入居申込み資格

市営住宅の入居を希望される方は、次の(1)～(9)の条件すべてを満たしていなければ申し込むことはできません。

なお、年齢に関しては、令和8年9月1日を基準とします。

(1)入居名義人は、飯塚市内に住所又は勤務場所を有する方

ただし、外国人の方は、市内に住所を有する方に限ります。

(2)入居名義人は、現に同居又は同居しようとする親族がある方

- ◆ 令和5年8月の募集から、飯塚市市営住宅の募集においても、福岡県パートナーシップ宣誓制度を適用します。入居名義人と同居又は同居しようとする人がパートナーシップ関係にある方は、福岡県知事がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類「福岡県パートナーシップ宣誓書受領証」を、入居資格本審査までに確認できる方に限ります。
- ◆ 夫婦の別居、父母の別居など、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居等、特に同居する理由のない親族との申し込みは出来ません。
- ◆ 離婚予定の方は、原則として入居資格本審査までに離婚を証明する戸籍謄本か離婚届受理証明書が提出されないときは失格となります。
- ◆ 内縁関係にある方(住民票で確認できる場合のみ)も申込できます。この場合住民票の続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と記載する届出を入居資格本審査までに完了している方に限ります。
- ◆ 申込書に記入したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格となります。(ただし、出生・死亡を除きます)
- ◆ 申込者本人は、入居決定後「住宅名義人」となります。申込みから入居決定までの間に、名義の変更は出来ません。
- ◆ 婚約段階での申込みは、入居資格本審査までに婚姻届を出すことができる方に限ります。

单身での申込について

次の ア)から ク)のいずれかに該当する場合は、单身者でも申込みができます。
ただし、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は申込みができません。(「自活状況申立書」の提出)
なお、申込みできる住宅は、「空き家住宅一覧」に**単身の欄に可と記載されている住宅だけ**になります。



- ア) 60歳以上の方
- イ) 障がい者基本法第2条に規定する障がい者で、次の①～③のいずれかに該当する方
 - ①身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級～4級までの方
 - ②精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級の障がい者
 - ③療育手帳の交付を受けている方で入居後に常時相談対応等の居住支援体制ができる方(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。)
- ウ) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法の別表第1号表ノ3の第1款症の方
- エ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- オ) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

- カ) 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方
- キ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ク) 配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、以下のいずれかに該当する方
 - ・第3条第3項第3号による一時保護または第5条の規定による保護が終了した日から5年を経過していない方
 - ・第10条第1項により裁判所がした命令の申し立てを行なったものでその命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

(3) 入居収入基準に合う方

申込みの日において、同居しようとする親族(婚約者、未届関係、福岡県パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む)の所得を合算し、**諸控除後の入居収入基準額が次の金額であること。**

※ 10～12ページの「入居収入基準額の計算方法」を参照してください。

	入居収入基準額	
	一般世帯の場合	高齢者・障がい者世帯等の場合 (裁量階層世帯)
公営住宅	(月額)158,000円以下	(月額)214,000円以下
改良住宅	(月額)114,000円以下	(月額)139,000円以下

※ 裁量階層世帯とは、次の a ～ f のいずれかに該当される世帯です。

- a 60歳以上の方
同居しようとする親族がある場合は、満60歳以上の方及び満18歳未満の方である世帯。
- b 入居者又は同居者が障がい者基本法第2条に規定する障がい者であり、次のア～ウのいずれかに該当する世帯
 - ア) 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級～4級までの方
 - イ) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障がい者
 - ウ) イに規定する精神障がいの程度に相当すると認められる療育手帳の交付を受けている方
- c 入居者又は同居者が戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法の別表第1号表ノ3の第1款症の方
- d 入居者又は同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の第11条第1項の規定による厚生労働大臣から認定された方のいる世帯
- e 入居者又は同居者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯
- f 同居者に中学校就学の終期に達するまでの者がある世帯
(平成23年4月2日以降に生まれた者)

(4) 市町村税(市町村民税・軽自動車税・固定資産税)を滞納していないこと。

入居名義人及び同居する予定の親族に市町村税の未納がある場合は、申込みできません。

(5) 現在、住宅に困っている方

原則として、持家のある方及び公営住宅(県営、市営、町営等)の入居名義人は、
申込みできません。

(6) 犬・猫等のペット類を飼育しない方及び共同生活を円満にできる方

入居時にペット類を飼育しない旨の、誓約書を提出していただきます。

(7) 過去において

過去において市営住宅に入居していた方については、不正な使用などをしたことがないこと。
(無断退去、住宅使用料滞納など)

(8) 入居の際には、請書の提出が必要になります。

(単身の方については身元引受人の署名、捺印が原則必要です。)

※飯塚市市営住宅条例の一部改正に伴い、令和2年4月1日より
連帯保証人は不要となりました。

◆身元引受人について

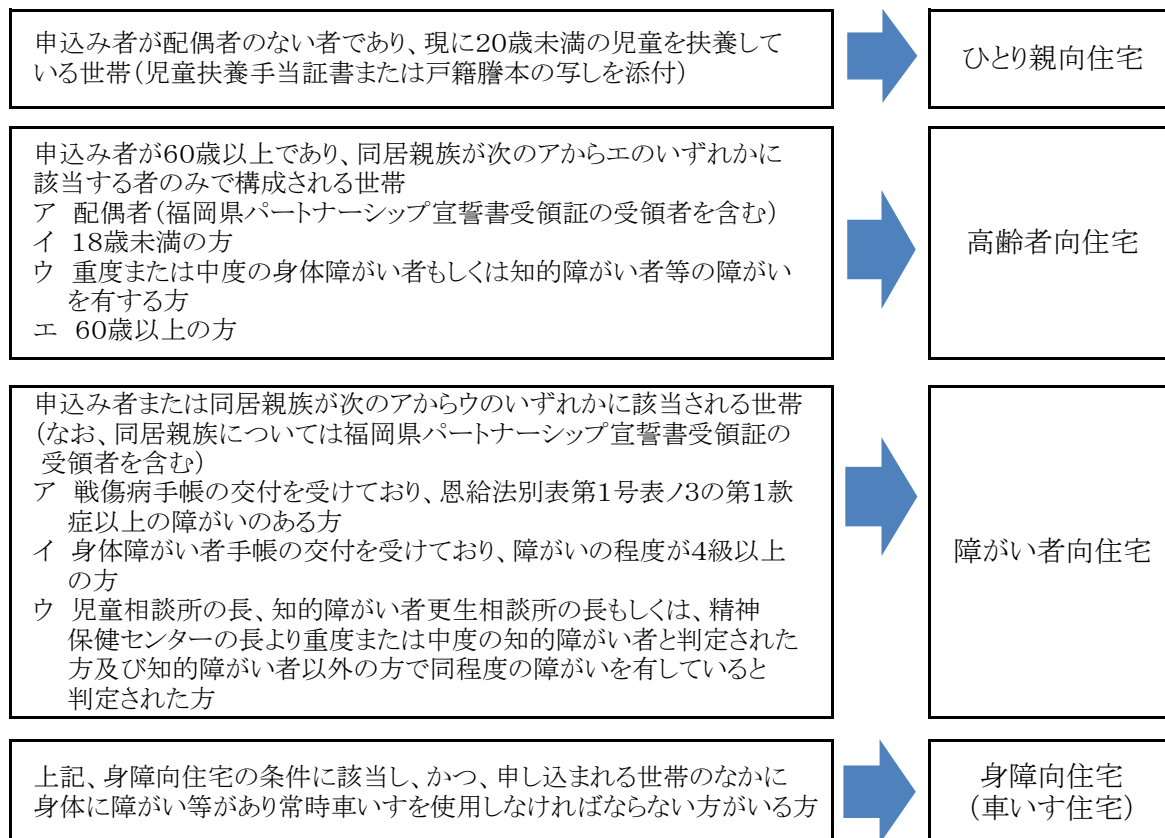
身元引受人は連帯保証人と違い、連帯債務を負うことはありませんが、緊急時に
連絡をさせていただく場合があるため、原則親族の方でお願いいたします。

**(9) 入居しようとする方全員が暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律第2条第1項第6号に規定する暴力団員でないこと。**

◎ 特定目的住宅の申込み資格

特定目的住宅については、2～4ページの申込み資格のすべてに該当し、
かつ、下記の条件に該当される方のみ申込みができます。

※ 単身では、申込みできません。(高齢者向住宅を除く)



5. 申込みにあたっての注意事項

- (1) 「飯塚市市営住宅入居申込書」を、市役所 本庁住宅課及び穂波・筑穂・庄内・
穎田支所の経済建設課に申し込んでください。
※ 書類仮審査の結果、**入居申込み資格の無い場合は**、申込みを受け付けることが
できません。
- (2) 申込み受付の際、現状をお尋ねすることがありますので、必ず申込み者本人又は同居
予定者の方がお越しください。（上記以外の方が提出される場合は、委任状が必要です。）
- (3) 「入居申込書」は、絶対に曲げたり、折ったりしないでください。
- (4) 必要書類は、かい書ではっきり書いてください。
- (5) 入居申込者は、世帯主(生計の中心者)とします。
- (6) 必ず連絡が取れる連絡先(電話番号)を記入してください。
- (7) 「現住所付近図」は、実態調査をするために必要なため、目標となる物(バス停など)を
詳しく記入してください。
- (8) 申込み内容等に事実と相違がある場合、失格となりますので特に注意してください。

6. 多回数落選優遇措置について

公開抽選に一定回数申込み、落選した方(斡旋の有効期限内に斡旋されなかった方。以下同じ。)については、通常は1個の抽選玉であるところを所定の数の抽選玉を増やして抽選を行うこととします。

(1) 優遇対象者

令和3年度第2回(令和3年8月募集分)からの定期募集における公開抽選に4回以上落選した方が対象となります。ただし、市営・県営住宅等の公営住宅に居住する住宅名義人である方を除きます。

(2) 落選回数の確認方法

飯塚市役所住宅課が発行する『市営住宅申込状況確認カード』に定期募集へ申込みの度に押印する受付印の数で確認する。

(3) 優遇内容

定期募集に申込み、落選した回数に応じて抽選玉数を与える。

(対象期間：令和3年8月から)

過去(対象期間) の落選回数	抽 選 玉 数		
	通常玉数	優遇玉数	合計玉数
1～3回	1	0	1
4～7回	1	1	2
8～12回	1	2	3
13回～	1	3 ※	4

※付与される優遇玉数は、3個を上限としますので、13回以降落選を重ねた方についても抽選玉数の合計は4個となります。

(4) 注意

- ① 「市営住宅申込状況確認カード」を**紛失されても再発行しません。**
- ② 書類審査等で**失格、辞退した方のそれまでの落選回数は無効**となります。
- ③ 優遇対象時に特定目的住宅への入居資格を満たしていれば、一般向け住宅同様に優遇玉を付与します。ただし、落選回数には加算しません。
- ④ 最後の申込みをいただいた公開抽選以後、5年間一度も公開抽選に申込みをいただかなかった場合、これまで付与されていた優遇玉数は、無効(0個)となります。

7. 入居資格本審査に必要な書類

公開抽選会の結果当選された方には、警察照会后当選通知を発送します。

その後、入居資格本審査を行いますので、下記の必要書類を期限内(通知書に記載)に住宅課に提出してください。

なお、本審査の際、「収入基準等の入居基準に該当しない場合」又は「提出期限までに必要書類を提出されない場合」は、失格となり、次の順位の方にあっせんをしますのでご注意ください。

(1) ☐ 『世帯員全員の住民票(続柄の記載のあるもの)』

⇒本庁市民課、各支所市民窓口課

※ 婚姻者と申込む場合には、相手方(世帯員全員)の分も必要です。

(2) ☐ 『給与証明書(別紙)(給与所得者の方)』

勤務先の事業所で、令和7年9月から令和8年8月までの給与額の証明
(税金、社会保険料及び賞与等を含んだ全支払い額)をしてもらうこと。

※ 2人(2ヶ所)以上の収入がある場合にも、同様に別紙にて証明してもらうこと。

(3) ☐ 『事業申告書(事業所得者の方)』

令和7年9月から令和8年8月までの事業所得額を申告すること。

(4) ☐ 『年金額改定通知書のハガキ(年金等受給者の方)』

毎年6月(年金額に変更があった場合は当該時期)に届く年金額確定通知書

(5) ☐ 『就職証明書』

申込み時点において、就職先の勤務月数が3か月以内の方

就職年月日及び給与の見込み月額・年収額を勤務先の事業所で証明してもらうこと。

(6) ☐ 『退職証明書又は離職票、雇用保険受給証の写し』

現在、失業中の方

(7) ☐ 『収入申告書(令和9年度)』

⇒当選後、下見の日に窓口で記入していただきます。

※ 令和8年度使用料の算定及び令和9年度使用料の算定に使用します。

(8) ☐ 『所得証明書(令和8年度)』

令和8年1月1日現在の居住地が飯塚市以外の方

令和8年1月1日現在の居住地で市町村長の発行するもの

入居する方全員分が必要(18歳以下の未就労者は除く)

※ 年金受給者、専業主婦の方等就労していなくても所得証明は必ず必要です。

※ 「源泉徴収票」は代用できません。

(9) ☐ 『滞納のない証明書』 ⇒本庁市民課、各支所市民窓口課

令和8年1月1日現在の居住地での市町村長の発行するもの

※ 窓口で『市営住宅入居用』とお伝えください

※ 市町村税(市町村民税・軽自動車税・固定資産税)の滞納のない証明

(10) ☐ 『生活保護受給証明書』

福祉事務所又は生活支援課で証明発行できる方

(11) ☐ 『自活状況申立書』

単身で申込みの方

(12) ☐ その他市が必要と認める書類

☐ 戸籍謄本

☐ 児童扶養手当証書

☐ ひとり親家庭等医療証

☐ 福岡県パートナーシップ宣誓書受領証

☐ 申込確認カード

☐ 身体障がい者手帳

☐ その他()

市営住宅に
入居する
か。
収入基

家賃の
算定に
使

◆申込者及び同居親族(婚約者・未届関係・福岡県パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を
含む)は、次の表に該当する書類を提出してください。(18歳以下の未就労者は除く)

区分	就労の状況及び対象者	必要な書類
給与所得者	○ 現在の勤務先に申込日の1年以前から引き続き就労しているとき。	● 市町村長が発行する「所得証明書」 ● 別紙の給与証明書に勤務先から令和7年9月から令和8年8月までの「給与証明」
	○ 現在の勤務先に申込日の1年前以降から引き続き就労しているとき。	● 市町村長が発行する「所得証明書」 ● 別紙の給与証明書に勤務先から勤務した翌月から申込月(令和8年8月)までの「給与証明」
	○ 現在の勤務先に引き続き就労し、その就労時期が申込日において3ヶ月以内であるとき。	● 市町村長が発行する「所得証明書」 ● 「就職証明書」
事業所得者	○ 申込日の1年前以前から引き続き事業をしているとき。	● 市町村長が発行する「所得証明書」 ● 「事業申告書」に令和7年9月から令和8年8月までの所得額を申告
	○ 申込日の1年前以降から引き続き事業をしているとき。	● 市町村長が発行する「所得証明書」 ● 「事業申告書」に事業開始日から申込月(令和8年8月)までの所得額を申告
その他	○ 恩給、年金を受けている方 (年金受給者)	● 市町村長が発行する「所得証明書」 ● 年金支払団体発行の「源泉徴収票」又は「年金支払通知書」のハガキ
	○ 現在、失業中の方	● 市町村長が発行する「所得証明書」
	○ 現在は無職だが、直近1年間に所得のある方	● 「退職証明書」又は「離職票・雇用保険受給証の写し」
	○ 現在、生活保護を受けている方	● 福祉事務所又は生活支援課が発行する「生活保護受給証明書」
	○ 福岡県パートナーシップ宣誓書受領証を受領されている方	● 福岡県が発行する「福岡県パートナーシップ宣誓書受領証」の写し

※ その他、上記の表に記載していない書類を提出していただく場合がありますので、事前にご相談ください。

8. 申込書の記入例

※ 代理申請をされる方は、委任状が必要です。

★

空家家

欄に選んだ部屋の記入をお願いします。

①

「住宅名」欄に選んだ「団地名」を記入ください。

②

「区分」欄に表の①または③から選んだ場合は、「公営」を。②を選んだ場合は、「改良」を○囲みをお願いします。

③

「構造」欄に、「2階建て、平屋、中層、」等を記入ください。

④、⑤

「間取り」欄に「△DK」を。「目的」欄に希望する部屋の「棟数－号数」を記入ください。

⑥

単身者の方は、「単身」に○囲みを。また、その条件を1～8の中から選び○囲みをお願いします。

⑦

飯塚市内に勤務の方は、勤務場所の住所を記入ください。

様式第1号(第4条関係)

飯塚市市営住宅入居申込書

年 月 日

(宛先) 飯塚市長

飯塚市市営住宅条例第8条第1項の規定により、市営住宅の入居の申込みをします。

申込区分	住宅名	公営・改良	構造	間取り	棟－号	単身者の場合
空家家		公営・改良			単身	1 高齢者 2 障がい者 3 戦傷病者 4 原爆被爆者 5 被保護者 6 海外引揚者 7 ハンセン病療養所入所者 8 DV被害者
特定	①	②	③	④	⑤	⑥
現住所	〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号 (方)					連絡先 TEL 勤務先 TEL 勤務先住所
ふりがな	いづか たろう					⑦
申込者氏名	飯塚 太郎					

氏名(ふりがな)	続柄	生年月日	性別	同居	別居	勤務先(職業)	※収入金額	※所得額
いづか たろう	本人	T S	男・女	同	別	(株)飯塚		
飯塚 太郎		H R						
いづか はなこ	妻	T S	男・女	同	別	無職		
飯塚 花子		H R						
いづか いちろう	長男	T S	男・女	同	別			
飯塚 一郎		H R						
		T S	男・女	同	別			
		H R						
		T S	男・女	同	別			
		H R						

※ 収入金額・所得額は、記入しないで下さい。

※下記欄は記入しないでください。

年間所得の合計額	同居(扶養)控除	その他の控除	控除後額	収入基準額	基準収入額
(給与証明書の額)	万円×(人)	老人・老年・特扶 寡 障がい(特・普)			(収入分位)
円			円	円	分位
(所得金額)					(住宅使用料)
円	円	円	円	円	円
備考					

※裏面も記入してください。

8ページ

申込書(裏面)

※ 住宅に困窮している状況(該当する数字に○印をつけ右欄に理由及び状況等を記入してください。)

①	他の世帯と同居している	理由及び状況等 両親と同居しているが、部屋が狭いため。 (理由については、詳しく記入をお願いします。)
2	立ち退きを要求されている	
3	住宅が老朽化している	
4	家賃が高すぎる	
5	その他	

アパート 借 家 借 間 <u>同居</u> そ の 他 () <u>家賃</u> 円	現住所付近図(最寄りのバス停など詳しく書いてください。) 備 考
---	---

(1階間取り)

台所		洋6	
フロ	階段	玄関	和6
トイレ			

(2階間取り)

洋12			
押入	階段	廊下	和6

・アパートや借家の方の場合は、必ず家賃の記入をお願いします。

9. 入居収入基準額の計算方法

(1) 年間総所得額の計算

生活保護の各種扶助費、雇用保険金、法律により非課税とされている年金及び遺族年金、仕送りなどの非課税所得については所得とみなしません。

① 給与所得者の場合

入居申込書の裏面の給与証明の1ヵ年合計が[年間総収入金額 (A1)]となります。その後、下記の計算方法により所得控除を行った後の金額が[年間総所得 (B1)]になります。

[参考] 総収入金額から総所得額の計算方法

年間総収入金額(A1)

↓

① 0円～1,627,999円は
右記のとおり。

② 1,628,000円～
6,599,999円は

(a) 年間総収入金額
÷4,000で算出した
金額の小数点以下を
切り捨てる。

(b) (a)の金額に
4,000を掛ける。

(c) (b)を右の式に
あてはめる。

年間総収入金額	計算方法
551,000円未満	0円
551,000円～ 1,618,999円	(総収入金額)－ 550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	(端数整理後の額) ×0.6+100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円	(端数整理後の額) ×0.7－80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	(端数整理後の額) ×0.8－440,000円

※ 給与所得者が2人以上いる場合は、別々に計算後年間総所得金額を合計し[世帯の合計所得金額]を出してください。

↓

年間総所得金額(B1)

※ 就職後、1ヵ年に満たない場合の[年間総収入金額(A1)]は、下記の計算となります。

$$\text{年間換算額} = \frac{\text{就職月の翌月から申込み前月までの総収入}}{\text{就職月の翌月から申込み前月までの月数}} \times 12\text{ヶ月}$$

②事業所得者の場合

事業申告書の総所得額が[年間総所得金額(B2)]となります。

年間総所得額(B2)

※ 事業所得者が2人以上いる場合は、総所得額を合計して [世帯の合計所得金額]を出してください。

※ 事業開始後、1か年に満たない場合の[年間総所得金額(B2)]は、下記の計算をしてください。

$$\text{年間見込所得額} = \frac{\text{事業開始月の翌月から申込み前月までの総所得}}{\text{事業開始月の翌月から申込み前月までの月数}} \times 12\text{ヶ月}$$

③年金受給者の場合

年金等受給者の方については、下記の計算方法によって年間総所得額を出してください。

受給者の年齢	毎年6月中に送られてくる年金振込通知書の金額	割合	控除額
65歳未満	130万円未満	100%	60万円
	130万円以上～410万円未満	75%	27万5千円
	410万円以上～770万円未満	85%	68万5千円
	770万円以上	95%	145万5千円
65歳以上	330万円未満	100%	110万円
	330万円以上～410万円未満	75%	27万5千円
	410万円以上～770万円未満	85%	68万5千円
	770万円以上	95%	145万5千円



年間総所得金額(B3)

◆ 申込み世帯の年間総所得額[(B1)+(B2)+(B3)]



年間総所得金額(B)

(2) 控除金額の計算

下記の表により、計算してください。

控除の種類		対象者	控除額
①	給与所得者等控除	申込者及び同居親族で給与所得または公的年金等に係る雑所得がある人	10万円 ※10万円を限度にその人の所得額分を控除
②	配偶者及び扶養親族	配偶者及び所得税の控除を受けている親族(③を除く)	38万円×()人
③	同居親族	申込者を除く同居親族で②に該当しない人(婚約者・内縁関係・福岡県パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む)	
④	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち70歳以上で所得金額が48万円 以下の人	10万円×()人
⑤	老人扶養親族	扶養親族のうち70歳以上で所得金額が48万円以下の人	
⑥	特定扶養親族	扶養親族のうち満16歳以上満23歳未満で所得金額が48万円以下の人	25万円×()人
⑦	申込者、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障がいのある人	身体障がい 1級・2級	40万円×()人
		精神障がい 1級	
		知的障がい A・A1・A2	
		上記以外の障がいのある人	27万円×()人
⑧	ひとり親控除	所得のある人のうちひとり親である人	35万円 ※35万円を限度にその人の所得額分を控除
⑨	寡 婦	所得のある人で⑧に該当せず寡婦である人	27万円 ※27万円を限度にその人の所得額分を控除

控 除 金 額(C)

入居収入基準額

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{年間総所得金額(B)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除金額(C)} \\ \hline \end{array} \right] \div 12\text{ヶ月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{入居収入基準額} \\ \hline \end{array}$$

◆入居収入基準額が下記に該当すれば申込みができます。

	入居収入基準額	
	一般世帯の場合	高齢者・障がい者世帯等の 場合(裁量階層世帯)
公営住宅	(月額)158,000円以下	(月額)214,000円以下
改良住宅	(月額)114,000円以下	(月額)139,000円以下

〈参考〉

給与所得者が1人の場合の年間総収入金額からの早見表

同居親族 収入基準額		0人	1人	2人	3人	4人
公 営	158,000円以下	2,967,999 円	3,511,999 円	3,995,999 円	4,471,999 円	4,947,999 円
	214,000円以下	3,887,999 円	4,363,999 円	4,835,999 円	5,311,999 円	5,787,999 円
改 良	114,000円以下	2,211,999 円	2,755,999 円	3,299,999 円	3,811,999 円	4,287,999 円
	139,000円以下	2,643,999 円	3,183,999 円	3,711,999 円	4,187,999 円	4,663,999 円

※ 所得のある方が2人以上いる場合 又は その他の控除(前ページ記載)がある場合は適用できません。

〈年間総所得額の計算例〉

◇ 給与所得者の場合(年間総収入が3,674,000円の方)

10ページの計算方法より、

$$3,674,000円 \div 4,000 = 918.5円 \Rightarrow \text{小数点以下切り捨て} \quad 918円$$

$$918円 \times 4,000 = 3,672,000円$$

$$3,672,000円 \times 0.8 - 440,000円 = 2,497,600円$$

◇ 年金等受給者の場合(67歳で年間総収入が2,700,000円の方)

11ページの計算方法により、

$$2,700,000円 \times 100\% - 1,100,000円 = 1,600,000円$$

10. 住宅使用料算出方法

住宅使用料は、入居される世帯の収入や住宅の広さ、築年数、立地状況等により、毎年決定されます。（応能応益制度）

したがって、入居予定者の方には、入居手続き時に収入申告書を提出していただき、住宅使用料を決定します。（入居後は、毎年1回提出する必要があります。）

また、敷金は、決定された住宅使用料の3ヶ月分をお支払していただきます。

（1）住宅使用料算出計算式

住宅使用料は下記の計算式により算出します。

$$\begin{aligned} \text{（住宅使用料）} &= \text{（家賃算定基礎額）} \times \text{（市町村立地係数）} \times \text{（規模係数）} \\ &\quad \times \text{（経過年数係数）} \times \text{（利便性係数）} \end{aligned}$$

家賃算定基礎額 : 入居者世帯の収入基準額に応じて設定

市町村立地係数 : 住宅の立地する市町村毎に定められる数値（飯塚市＝0.75）

規模係数 : 住宅の住戸専用面積を65㎡で割った数値

経過年数係数 : 建設時からの経過年数に応じて設定する数値

利便性係数 : 住宅の立地条件や設備状況により定める数値

（2）住宅使用料算出表〔久世ヶ浦住宅1棟（令和8年度分）〕

（平成13年11月管理開始・住戸専用面積 73.6㎡（3DK）・高層耐火構造・

浴槽・水洗トイレ・給湯器・シャワー有り）

収入基準額	家賃算定基礎額	市町村立地係数	規模係数	経過年数係数	利便性係数	住宅使用料
0円 ～104,000円	34,400円	0.75	1.1323	0.9025	0.960	25,300円
104,001円 ～123,000円	39,700円					29,200円
123,001円 ～139,000円	45,400円					33,400円
139,001円 ～158,000円	51,200円					37,600円
158,001円 ～186,000円	58,500円					43,000円
186,001円 ～214,000円	67,500円					49,600円

※ なお、入居後、収入申告書の提出により、収入基準額を超えた場合には、住宅の明渡しの努力義務が発生します。

1. 風呂釜・浴槽・給湯器・シャワーの設置状況の欄は、住宅内に設置してある設備を記載しています。
2. 平屋・2階建住宅は、くみ取り式トイレになっており、浴槽・風呂釜は持ち込みになります。
3. 高層・中層・低層住宅は、水洗トイレ・風呂が完備されています。また、家賃のほかに共益費が必要です。

※ 申し込まれる際は、住宅周辺の現地確認をお願いします。部屋(住宅内部)の下見については、申し込み段階ではできません。当選者のみ、必要書類提出後になります。

[illegible]

② 改良住宅（入居収入基準額が 0円～114,000円〔裁量 139,000円 迄〕の方）

住宅名	構造	間取り	単身	棟一 号	管理 開始 年度	床面積 (㎡)	令和8年度 住宅使用料(円)	風呂 釜	浴 槽	給湯 器	シャ ワー	エレベーター	エアコン専用 コンセント	有料駐 車場	備考	所在地
新二瀬	中層	3DK	可	3-312	S58	57.50	16,400～21,700	○	○	×	×	×	×	×	1階	相田83番地1
	中層	3DK	可	4-412	S60	57.50	16,900～22,400	○	○	×	×	×	×	×	1階	相田75番地27
徳前片峰	中層	3DK	可	3-313	S63	57.50	18,200～24,100	○	○	×	×	×	×	×	1階 心理的瑕疵あり	西徳前15番12号
黒萩	中層	2DK	可	1-123	H16	58.50	19,400～25,600	○	○	○	○	○	○	○	2階	花瀬236番地5
忠隈	中層	3DK	可	1-111	H4	60.70	18,900～24,900	○	○	×	×	×	×	×	1階	菰田48番地113
	中層	3DK	可	1-141	H4	60.70	18,900～24,900	○	○	×	×	×	×	×	4階	菰田48番地113
桜が丘団地	中層	3DK	可	103	H9	103.04	29,600～39,000	○	○	×	×	×	×	○	2階	勢田125番地3

③ 特定目的住宅（入居収入基準額が0円～158,000円[裁量214,000円迄]の方）

※単身では申込みできません。
(高齢者向住宅を除く)

[illegible]